

原子力災害に関する農作物の技術対策

- 1 水稲の当面の技術対策 ～カリの施用、作溝・中干しと倒伏防止対策～
- 2 計画的避難区域における農地、農業用水路等の管理に関するQ & Aが農林水産省より発表になりました。

福島県農林水産部

1 水稲当面の技術対策 ～カリの追肥、中干しと倒伏防止対策～

カリウムについては、放射性セシウムの農作物への吸収をより少なくする効果があることが報告されていることから、基肥では、施肥基準に照らし不足することが無いようカリ成分で8 kg / 10 a以上の施用を推奨してきたところです。

（「がんばろう ふくしま！」農業技術情報第1号 水稲を参照）

URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenyukaihatu/gi_jyutsufukyu/06garba_jcho/garba01H230414.pdf

【福島県の水稲施肥基準】（平成18年3月改訂より加工抜粋、成分kg / 10 a）

品種名	施用時期	チッソ	リン酸	カリ	土づくり肥料
コシヒカリ	基肥	4～6	8	6～8	ケイカリ等
ひとめぼれ等	追肥	2（穂肥）		2	

（1）平成23年におけるカリ追肥について

水稲施肥基準では土づくり肥料（ケイカリ等＝カリ分を含む）を推奨しておりますが、本年度は放射性セシウムの吸収抑制対策を念頭におき、下記の方法を推奨します。

特に、基肥で土づくり肥料の投入が無い場合や少ない場合には出穂35日前頃の間際カリ追肥が効果的です。

カリ追肥の量（ 1 ）	カリ成分で2 kg / 10 a以上（2～4 kg / 10 a）
カリ追肥時期（ 2 ）	おおむね出穂35日前～出穂15日前

1 基肥段階で土づくり肥料（ケイカリ）の投入が無い場合は、4 kg / 10 aを推奨。

2 施肥基準によるカリ施用は穂肥時期（コシヒカリに準ずる品種では15日前頃に相当する）にチッソと一緒に成分2 kgを標準としていますが、カリはチッソのように葉や茎を急激に伸長させるようなことはないため、途中でカリ施肥を行う場合は稲のカリウム吸収が高まる直前の時期に合わせ、おおむね出穂35日前頃から追肥することが可能です。（なお、チッソ穂肥は茎葉を徒長させることから時期や量を慎重に行う必要があります）

（2）作溝・中干しと倒伏防止対策

放射性物質との関連では、収穫作業に伴う土壌の混入を防止することが重要ですので、倒伏防止と秋の収穫に備えた地耐力の確保を行うことが大切です。

作溝（溝切り）、中干し（排水して田面を乾かす作業）は、ほ場の排水性を良好にし、田面を固めることで稲の株元が安定するため倒伏防止効果があるほか、収穫時期にコンバイン等機械作業をスムーズに行うための地耐力の確保につながります。

このため、倒伏しやすいほ場や収穫時期に排水不良でコンバイン作業等が円滑にいかないようなほ場では、作溝と強めの中干しを推奨します。なお、作業は幼穂形成期前が目安となります。

- 2 計画的避難区域における農地、農業用水路等の管理に関するQ & Aが農林水産省より発表になりました。

計画的避難区域における農地、農業用水路等の管理に関するQ & A（国）

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/nouti_ga.html

平成23年6月20日

農 林 水 産 省

Q 1 計画的避難区域において、農地、水路、農道、ため池等の管理作業を行ってもよいですか。

A 1 計画的避難区域については、原則として立入りは認められていませんが、自宅への一時立入りや公共的なサービスの提供等のための一時的な立入りについては例外的に認められています。

このため、一時的な立入りの範囲内で、防災上の観点で必要な水路、農道、ため池などの施設の管理作業や、農地の荒廃を防止するための除草などの作業を行うことは可能です。

ただし、作業者の被ばくを極力少なくする観点から、作業回数が必要最小限となるよう計画的に実施したり、作業時には、マスクや手袋の着用等を徹底する等の注意が必要です。

また、今後の汚染対策の効果を確保するためには、耕うんや鋤込みなど土壌表面の放射性物質を土壌中に拡散させるような作業は控えた方がよいものと考えられます。

管理作業に関する具体的な考え方や作業上の注意事項については、Q 2 ~ Q 4 を参照ください。

なお、継続的に屋外作業が必要な農作物の作付等の農作業については、認められていませんので、これら作業については控えていただくようお願いします。

Q 2 防災上必要な水路、農道、ため池等施設の管理作業として実施できる取組としてはどのようなものがありますか。

A 2 一時的な立入りの範囲の中で、水路、農道、ため池などの施設の管理作業を実施する際は、作業者の安全確保の観点から、以下に示すものに限って実施するようにしてください。

[1] 施設の点検

水路、農道、ため池等の施設について、水路への土砂堆積やごみ詰まりによる通水障害等の機能障害が生じていないか、周辺に被害を及ぼしたり、二次災害に繋がるような施設の破損が生じていないか、1か月に1回程度定期的に確認を行うもの。

また、台風や大雨などの後に、水路、農道、ため池等の状況を把握し、施設の機能障害や破損が生じていないか確認を行うもの。

[2] 水路の管理

上記[1]の点検において、雑草等の繁茂により通水機能に障害を及ぼすような箇所が確認された場合、当該箇所の草刈りを行い、通水機能を確保するもの。

また、局所的な土砂の堆積により水路から水があふれるおそれのある箇所が確認された場合、当該箇所の土砂の除去を行うもの。

なお、刈り取った草や除去した土砂については、置き場所を確保して保管しておくことが必要になります。

[3] 農道の管理

上記[1]の点検において、雑草の繁茂や路面の窪みにより施設や農地の管理作業のための通行が困難となるような箇所が確認された場合、当該箇所の草刈りや砂利の補充を行い、通行機能を確保するもの。

なお、刈り取った草については、置き場所を確保して保管しておくことが必要になります。

[4] ため池の管理

上記[1] の点検において、堤体やその周辺の雑草等の繁茂により安全管理上支障を生じるような箇所が確認された場合、当該箇所の草刈りを行うもの。

なお、刈り取った草については、置き場所を確保して保管しておくことが必要になります。

[5] 樋門等の管理

台風による洪水などが予想される場合に、排水施設の樋門操作、ため池の水抜き等、被害を未然に防止するために必要な施設の操作を行うもの。

[6] 防災上必要な応急措置

上記[1] の点検において、施設の破損等が生じていることが確認された場合、被害の拡大や二次災害を未然に防止する等の目的で必要な応急措置を講じるもの。

Q 3 農地の荒廃を防ぐための管理作業として実施できる取組としてはどのようなものがありますか。

A 3 計画的避難区域において、一時的な立入りの範囲の中で、農地の荒廃を防ぐための管理作業を実施する際は、作業者の安全確保の観点や今後の汚染対策の効果を確保する観点から、以下に示すものに限って実施するようにしてください。

[1] 見回り

農地について、雑草等の繁茂状況や農地法面の侵食など放置すると農地の荒廃に繋がる状況が生じていないか、数ヶ月から半年に一回程度定期的に確認を行うもの。

また、台風や大雨などの後に、畦畔、排水口、法面等の状況を把握し、放置すると農地の被害が拡大するような状況が生じていないか確認を行うもの。

[2] 除草

農地の荒廃を防ぐため、状況に応じて、年1回程度の必要最低限の雑草の刈り払いや除草剤の散布等を行うもの。

なお、今後の土壌改良対策の効果を確保するためには、農地表面の放射性物質の土壌中等への拡散につながるような取組（耕うん、鋤込み等）は避ける方がよいと考えられます。

また、刈り取った草については、ほ場内等に保管しておくことが必要となります。

[3] 防災上必要な応急措置

上記[1] の見回りにおいて、降雨による影響等で農用地法面の侵食など放置すると農用地に被害が拡大するような状況が確認された場合に、被害の拡大や二次被害を未然に防止する等の目的で、土のうの設置などの応急措置を講じるもの。

Q 4 作業の安全を確保する上で注意すべき事項にはどのようなことがありますか。

A 4 作業者の被ばくを少なくするため、できるだけ作業時間を短時間にするとともに、作業回数を必要最小限に止めることが必要です。管理作業は年間数回程度の防災や機能の維持のための最低限の作業に止め、定期的な実施が必要な通常の管理作業等は控えるようにしてください。

作業に当たっては、放射性物質が含まれている可能性のある粉じんの吸引や土壌・水等との接触を減らすため、

[1] マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、長袖等を着用すること

[2] 作業後に手足・顔等の露出部分の洗浄やうがいを励行すること

[3] 作業の後、屋内に入る際には、靴の泥をできるだけ落とすとともに、服を着替えるなど、泥、ちりやほこり等を持ち込まないようにすること

等に注意して作業するようにしてください。

このほか、

[4] なるべく雨に濡れないようにし、濡れた場合は、タオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替えること

[5] 土埃等が多いところでの飲食、喫煙等を避けること等に留意してください。

3 関連情報（畜産関連情報は第6号を参照してください）

- (1) 計画的避難区域における農地、農業用水路等の管理に関するQ & A（国）
（平成23年6月20日更新）が掲載されています。
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/nouti_qa.html
- (2) 麦生産についてのQ & A（国）
（平成23年6月16日更新）が掲載されています。
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/hatasaku_qa.html
- (3) 果樹生産についてのQ & A（国）
（平成23年6月9日更新）が掲載されています。
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kazyu_seisan_qa.html
- (4) 野菜生産についてのQ & A（国）
（平成23年6月3日更新）が掲載されています。
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/yasai_seisan_qa.html
- (5) 花き生産についてのQ & A（国）
（平成23年6月3日更新）が掲載されています。
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kaki_seisan_qa.html
- (6) よくあるご質問と回答（野菜、しいたけ、米、牛乳・乳製品、肉と卵）（国）
（平成23年6月3日更新）が掲載されております。
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan_situmon.html
- (7) 放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法についてQ & A（国）
（平成23年5月30日更新）が掲載されています。
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan_haiki.html
- (8) 農地土壌中の放射性セシウムの野菜類と果実類への移行について（国）
（平成23年5月27日）が掲載されています。
URL <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/110527.html>
（「がんばろう ふくしま！」農業技術情報第7号も参考にしてください。）
URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gijyutsufukyu/06garba_joho/garba06-230607.pdf
- (9) 出荷制限等についてのQ & A（国）
が掲載されております。
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka_kisei.html
- (10) 福島県のホームページに「原子力発電所事故による農産物被害等関連情報」
を掲載しております。
URL http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23692
- (11) 農林水産省より「原発事故の影響下での農作物の作付に関するQ & A」（稲の作付制限
等、平成23年4月29日更新）が掲載されております。
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/sakutuke_qa.html
- (12) 「日本の環境放射能と放射線」（文部科学省、財団法人日本分析センター）
放射能や放射線に関する基礎知識が掲載されています。
URL http://www.kankyo-hoshano.go.jp/kl_db/servlet/com_s_index
- (13) 「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（厚生労働省）
食品等の放射性物質の測定方法が掲載されています。
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e-img/2r98520000015cfn.pdf>

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口（電話：024-521-7319）

ホームページ：農林水産部研究技術室ホームページ（PDF形式ファイル）

URL <http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gijyutsufukyu/seiikugijyutsujyohou.html>

モバイル県庁：福島モバイル県庁 お知らせ・各種情報 農業技術情報
（右欄に掲載のQRコードよりご覧いただけます）



モバイル版 QRコード